

# 国保医療課からのお知らせ

21 1カ月あたりの支払い限度額 (1カ月とは、月の1日から月末まで)

【70歳未満の人】

区分	3回目まで	4回目以降(※2)
住民税課税世帯 上位所得者	基礎控除後の所得901万円超 252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1%	140,100円
	基礎控除後の所得600万円超~901万円以下 167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1%	93,000円
住民税課税世帯 一般	基礎控除後の所得210万円超~600万円以下 80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%	44,400円
	基礎控除後の所得210万円以下 57,600円	44,400円
住民税非課税世帯(※1)	35,400円	24,600円

※1 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する人。  
 ※2 過去12カ月間に1世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合。

【70歳以上75歳未満の人】

区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
住民税課税世帯	現役並み所得者(※1) 57,600円	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%(※5)
	一般(※2) (年間上限144,000円)	57,600円(※5)
住民税非課税世帯	低所得者Ⅱ(※3) 8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ(※4)	15,000円

※1 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入の合計が、複数で520万円未満、単身で383万円未満の場合は申請により「一般」となります。なお、平成27年1月以降、新たに70歳になる国保被保険者のいる世帯のうち、同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者の基礎控除後の所得の合計額が210万円以下の場合「一般」となります。  
 ※2 現役並み所得者、低所得者Ⅱ・Ⅰ以外の人。  
 ※3 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税である世帯に属する人(低所得者Ⅰ以外の人)。  
 ※4 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人。  
 ※5 過去12カ月間に4回以上の支給があった場合、4回目以降の自己負担限度額は44,400円。

◆問い合わせ 国保医療課



●子ども・子育て支援センター すくすくの杜(欽明台東2-1/☎972-1085)  
 ●子育て支援センター あいあいポケット(男山指月3-11 指月児童センター内/☎983-8747)  
 ●第二子育て支援センター そよかぜ(八幡三反長9 南ヶ丘第二保育園内/☎981-5009)  
 【子育て相談】  
 子育てについての悩みや困ったことなど、気軽にご相談ください。  
 月曜~金曜日(祝日除く)午前9時~正午、午後1時~4時  
 【発達相談】  
 子どもの発達についての相談に応じます。(予約制)  
 ▶受付=月曜~金曜日(祝日除く)午前9時~正午、午後1時~4時  
 ▶相談日=月曜~金曜日(全支援センター)  
 【常時開設】  
 市内在住の妊婦さん、および就学前のお子さんとその家庭(すくすくの杜は、おおむね3歳未満のお子さんとその保護者のみ)を対象に、親子で遊ぶ場、子育て相談、育児の情報交換の場を無料で提供しています。  
 ▶開設日=月曜~金曜日(全支援センター)および土曜日(すくすくの杜のみ、あいあいポケットは第2土曜日のみ)

▶利用時間=午前9時~正午、午後1時~4時  
 ▶休館日=祝日および年末年始(12月29日~1月3日)  
 ※山城中部に気象警報が発令されている場合は休館となります。  
 ◎常設プログラム  
 親子で同じ体験をして、共感し合ひましょう。詳細は各センターにお問い合わせください。  
 <すくすくの杜>  
 ▶月曜~土曜日(体操・お話)▶金曜日(みんなであそぼう)▶第1・3金曜日(すくすく赤ちゃん※0歳からおおむね1歳半)▶第2・4金曜日(げんきっこの広場※1歳半からおおむね3歳)▶第3金曜日(お誕生会)  
 <あいあいポケット>  
 ▶月曜~金曜日(お話・水遊び)▶月曜日(体操)▶火曜日(みんなであそぼう)  
 <そよかぜ>  
 ▶月曜~金曜日(お話)▶火曜日(みんなであそぼう)▶木曜日(体操)  
 【サロン】 子育てについて、お母さん同士で気軽におしゃべりしましょう。時間は午前10時~11時15分。  
 <あいあいサロン>  
 ▶7日(月)あいあいポケット  
 対象 妊婦さんとおおむね生後2カ月から1歳半の親子  
 <そよかぜサロン>  
 ▶24日(木)そよかぜ  
 対象 妊婦さんとおおむね生後2カ月から1歳半の親子  
 ※重複参加可能です。  
 【お話の事前】 生後6カ月から就学前のお子さんを対象に、絵本の読み聞かせなどをします。子育て相談

高年齢受給者証をお持ちの場合、非課税世帯のみが該当します。限度額適用認定証を医療

## 限度額適用認定証を交付

入院や外来で医療費が高額になる人は、国保医療課で申請して、限度額適用認定証の交付を受けてください。  
 機関の窓口にて提示すると、ひと月あたりの支払いは、その世帯の負担区分の限度額(表のとおり)までになります。なお、70歳以上75歳未満の住民税課税世帯の人は、平成29年8月より、限度額が一部変更になっています。

国民健康保険(国保)に加入している昭和17年8月2日以降に生まれた70歳以上75歳未満の人に高年齢受給者証を送付しました。8月1日以降、医療機関で診療を受けるときは、保険証とともに高年齢受給者証を窓口

## 高年齢受給者証を送付

国民健康保険(国保)に加入している昭和17年8月2日以降に生まれた70歳以上75歳未満の人に高年齢受給者証を送付しました。8月1日以降、医療機関で診療を受けるときは、保険証とともに高年齢受給者証を窓口にて提示してください。負担

## 1 高年齢受給者の自己負担割合

現役並み所得者(※)	現役並み所得以外の人	
	昭和19年4月1日以前生まれ	昭和19年4月2日以降生まれ
3割	1割	2割

※現役並み所得者...同一世帯に住民税の課税所得が145万円以上の70歳以上の国保被保険者がいる人。ただし、70歳以上の国保被保険者の収入合計額が、2人以上の場合は520万円未満、1人の場合は383万円未満のときは、申請すると1割または2割になります。  
 なお、平成27年1月以降、新たに70歳になる国保被保険者のいる世帯のうち、同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者の基礎控除後の所得の合計額が210万円以下の場合1割または2割になります。

## ジェネリック医薬品差額通知について

国保では、ジェネリック医薬品差額通知を、8月末から送付します。この通知は、医療機関や薬局から薬をもらっている人で、現在使用している新薬(先発医薬品)をジェネリック医薬品(後発医薬品)に切り替えた場合の差額を、自己負担額の削減額が大きい人を対象に送付します。  
 ジェネリック医薬品への切り替えは、医師に相談してご本人が納得されたうえで行ってください。ただし、すべての先発医薬品に対して、ジェネリック医薬品があるわけではなく、また、調剤する薬局にない場合もあります。

- 南ヶ丘保育園(☎981-3125) ...▶18日(金)園庭開放
- 南ヶ丘第二保育園(☎982-3330) ...▶1日(火)園庭開放
- みその保育園(☎981-8101) ...▶★1日(火)水あそびをしよう
- みやこ保育園(☎981-2511) ...▶30日(水)園庭開放
- わかたけ保育園(☎983-1313) ...▶★22日(火)水あそびをしよう▶4日(金)園庭開放
- 八幡保育園(☎981-7491) ...▶24日(木)地蔵盆・水遊び
- ぶどうの木保育園(☎982-9013) ...▶1日(火)~18日(金)水あそび・プールあそび(11日~13日を除く)

## ●幼稚園の開放日

※時間は午前10時30分~正午※直接、園にお越しください。  
 なるみ幼稚園(☎982-3368) ...▶30日(水)親子でリトミック・給食試食会(試食会は申込要。21日~25日。先着20組)

## ●こども園の開放日

有都こども園(☎981-0873) ...▶1日(火)園開放(水遊びをしよう)※時間は午前10時~11時30分※申込不要。直接、園にお越しください。  
 ▶毎週月曜・火曜日の午前・午後にはちびっこ広場、毎週金曜日の午前・午後にはびびよらんど(祝日を除く)(各5組予約制)  
 ▶月曜~金曜日の午前・午後には育児相談(各1組予約制)  
 ※時間はいずれも午前10時~11時30分、午後は1時30分~4時。14日~18日を除く。  
 【赤ちゃんの広場】  
 ▶4日(金)午前10時~11時15分

## ●保育園の開放日

※育児相談もしています。  
 ※時間は午前10時~11時30分(★は午前10時30分~正午)。  
 ※申込不要。直接、園にお越しください。できるだけ歩いてお越しください。